運送委託者の方へのお知らせ

国土交通省
公正取引委員会
中小企業庁

荷待ち時間への対策を放置していませんか?

⚠ 法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者の都合により、荷待ち時間が生じるなど、労働時間等のルールを守れなくなる行為が見受けられる場合には、荷主勧告(※)の対象となるおそれがあります。
- また、運送委託者が出発時間を指定したにもかかわらず、運送委託者の都合により荷待ち時間が生じ、必要経費を支払わない場合には、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

(※)荷主勧告の対象には直接の運送委託者のみならず、真荷主までが含まれ得ます。

Check point! 要注意! チェックポイント

- ☑ 運送委託者の都合による荷待ち時間の実態を把握し、対策をとっていますか。
- ☑ 運送委託者の都合により生じた荷待ち時間による追加費用(人件費等)の負担を拒んでいませんか。

こんな取引を目指しませんか?

- 荷待ち時間の実態やそれにより生じる課題を運送事業者と共有し、対策を講じる。
  例 出荷スケジュール等を管理し、計画的に荷物を引き渡す。
- 運送委託者の都合により生じた荷待ち時間の追加費用を負担する。

本件に関して取引に支障が出たら右記までご連絡ください。 → 国土交通省 適正取引相談窓口 [連絡先は裏面をご覧ください]